

<重点事項>

1. 心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関の整備等について

心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律第2条第5項に規定する指定入院医療機関については、平成17年10月28日障発第1028002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の指定入院医療機関の整備について（依頼）」で示したとおり、全国で720床（国関係350床、都道府県関係370床）程度の整備が必要である。現在、国立病院等国関係では12か所、都道府県関係では2か所が整備されているが、病床数は合計で354床（国関係316床、都道府県関係38床）に留まっている。こうした状況から、必要な病床の確保が非常に厳しい状況であることに加え、遠隔地への入院を余儀なくされている事例がある。

今後の整備については、国関係では2か所が建設中となっており、都道府県関係では現在3か所が建設中あるいは整備予定であるほか、一部の県においては整備に向けた実務的な検討がなされているところであるが、これだけでは病床不足を解消し、対象者の円滑な社会復帰を進めることは極めて困難であるので、都道府県関係での更なる病床の確保を早急に行うことが必要である。

こうしたなか、病床整備を一層進めるため、既存精神病棟の改修等による小規格病棟の整備を含めた迅速な病床整備を推進するための方策を早急に示すこととしているので、各都道府県においては、人口規模にかかわらず、都道府県立病院による指定入院医療機関の整備・確保に向け、病院担当部局と密接な連携の下、スピード感をもって着手をお願いする。

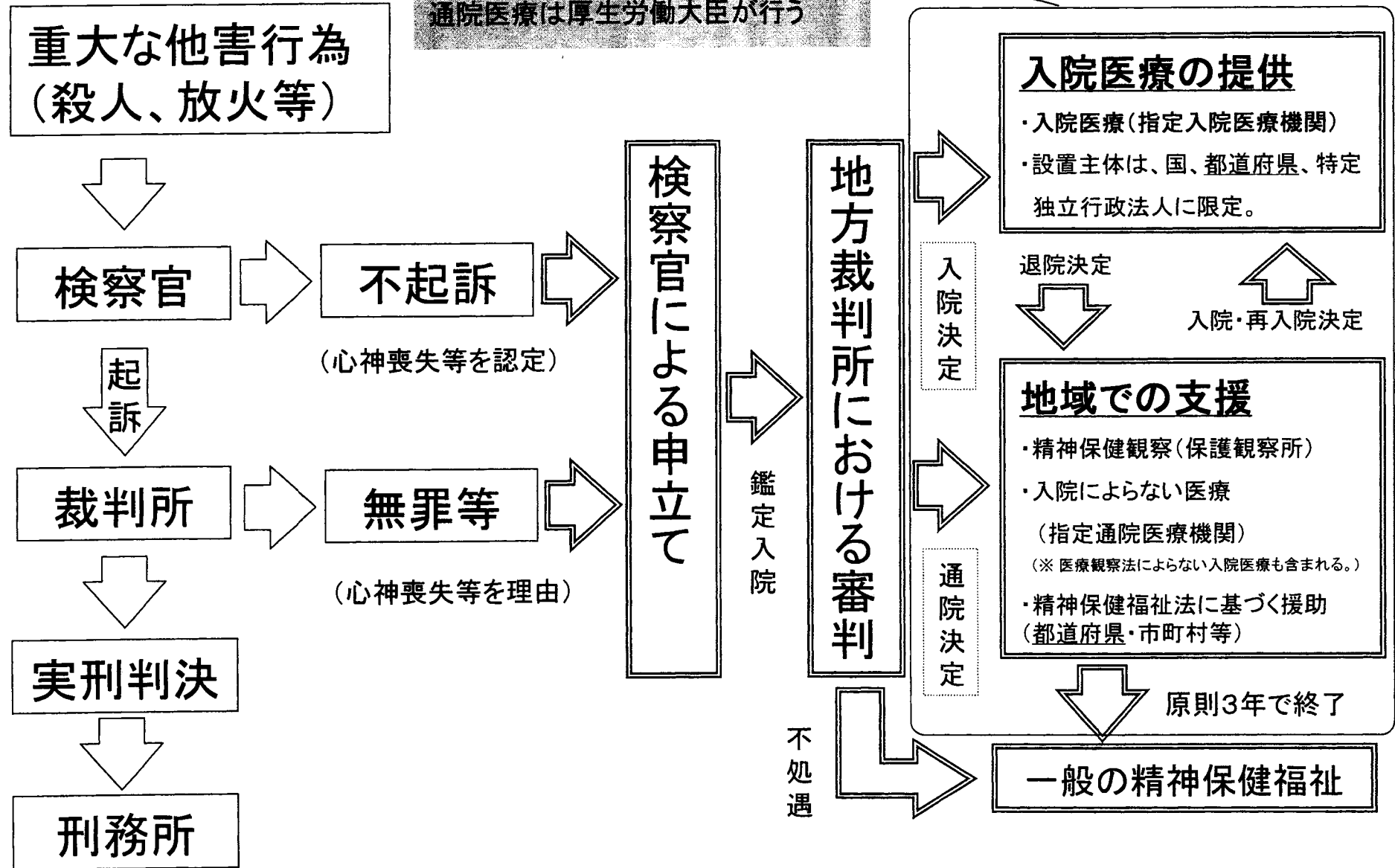
また、指定通院医療機関及び鑑定入院医療機関を引き受ける医療機関の確保についても、更なる充実が図れるよう、引き続きご協力願いたい。

更に、通院対象者の地域における連携体制の確保についても努められるようお願いしたい。特に、法務省・厚生労働省で策定した『地域社会における処遇のガイドライン』には、都道府県等関係機関の基本的な役割が記されているので、これらを踏まえながら、保護観察所をはじめ、保健所、精神保健福祉センター等関係機関と必要な情報交換を行うなどして、平素から緊密な連携が確保されるよう努めていただきたい。

医療観察法の仕組み

・平成15年7月成立・公布
・平成17年7月15日施行

医療観察法における入院医療及び
通院医療は厚生労働大臣が行う



医療観察法にかかる申立、決定等の状況

(H19. 7. 31現在)

1. 当初審判

○申立総数 755件

○決定数

・入院決定 381件 ※

・通院決定 145件

・不処遇決定 123件

・申立却下 18件

○取り下げ 5件

○鑑定入院中 83件

※ 抗告審において入院決定が却下決定に変更された事案を含む。

2. 再入院に対する審判

○申立総数 2件

○決定数

・入院決定 2件

3. 入院継続の確認※

○申立件数

・申立件数 317件

○決定件数

{ ・入院継続の確認 277件
・申立却下等 4件
・審理中 36件

※指定入院医療機関の管理者は、入院決定又は前回入院継続確認の決定があった日から起算して、6月が経過する日までに申立てをしなければならない(法第49条第2項)

4. 退院の許可等

○申立件数

・申立件数 151件

○決定件数

{ ・退院の許可 68件
・申立棄却 41件
・医療の終了 12件
・審理中 30件

各都道府県の地裁における入院決定数・通院決定数の状況

		入院決定	通院決定
1	北海道	16	8
2	青森県	12	0
3	岩手県	5	2
4	宮城県	4	0
5	秋田県	3	0
6	山形県	3	3
7	福島県	2	2
8	茨城県	14	6
9	栃木県	6	2
10	群馬県	4	0
11	埼玉県	27	4
12	千葉県	18	6
13	東京都	44	10
14	神奈川県	19	10
15	新潟県	11	4
16	富山県	2	1
17	石川県	5	0
18	福井県	2	1
19	山梨県	1	4
20	長野県	6	1
21	岐阜県	4	2
22	静岡県	18	1
23	愛知県	23	4
24	三重県	2	3

		入院決定	通院決定
25	滋賀県	2	2
26	京都府	7	2
27	大阪府	18	19
28	兵庫県	14	11
29	奈良県	0	1
30	和歌山県	5	1
31	鳥取県	0	1
32	島根県	3	0
33	岡山県	0	2
34	広島県	16	8
35	山口県	2	0
36	徳島県	3	1
37	香川県	1	5
38	愛媛県	3	3
39	高知県	4	0
40	福岡県	13	4
41	佐賀県	0	0
42	長崎県	4	1
43	熊本県	9	4
44	大分県	1	1
45	宮崎県	4	0
46	鹿児島県	5	2
47	沖縄県	16	3

施行～平成19年7月31日までの状況（厚生労働省調）

医療観察法による入院対象者の状況

(H19. 7. 31現在)

1. 疾病別内訳

統合失調症	274名(91.3%)
そううつ病	11名(3.7%)
アルコール中毒	4名(1.3%)
その他	11名(3.7%)
合 計	300名(100. 0%)

※疾病名は指定入院医療機関による診断

2. 男女別内訳

男 性	243名(81. 0%)
女 性	57名(19. 0%)
合 計	300名(100. 0%)

医療観察法の施行状況

(H20. 3. 1現在)

1. 指定入院医療機関の指定数(原則として、全ての都道府県において整備を目指す。)

- 国関係
指定済 12か所、 建設中 2か所
- 都道府県関係
指定済2か所、建設・建設準備中3か所

2. 指定通院医療機関の指定数(目標382ヶ所[人口100万あたり3ヶ所程度])

指定数:260か所
国及び都道府県立の医療機関 49か所
その他医療機関 211か所

3. 鑑定入院医療機関の推薦数

推薦数:236か所
国及び都道府県立の医療機関 52か所
その他医療機関 184か所

4. 精神保健判定医等の推薦数

- ・精神保健判定医 792名
- ・精神保健参与員 620名

1. 指定入院医療機関の整備状況

- 国関係は、12か所を指定、2か所において建設中である。
- 都道府県関係は、2か所（大阪府、岡山県）を指定、3か所（長崎県、東京都、茨城県）において建設・建設準備中である。
- 全国で720床程度の整備を目標として、現在のところ354床（国関係316床、都道府県関係38床）を整備。対象者の社会復帰を促すため、原則として全ての都道府県に指定入院医療機関を整備することとしており、自治体関係の病院による病床確保が不可欠。

2. 指定通院医療機関等の確保

- 指定通院医療機関については全国で260か所の医療機関を指定し、鑑定入院医療機関については全国で236か所の医療機関を最高裁判所に推薦した。
- 指定通院医療機関については、各自治体内で地域偏在が見られるので、対象者の円滑な社会復帰を促すために、地域バランスを考慮した指定通院医療機関の確保に引き続きご協力願いたい。
- 鑑定入院を引き受ける医療機関については、対象者の増加していることから、鑑定医療機関の確保に引き続きご協力願いたい。

3. 精神保健判定医・精神保健参与員候補者の推薦

- 精神保健判定医候補者792名、参与員620名を平成19年名簿に登載し、最高裁判所等に提出したところ。

4. 通院対象者の地域における連携体制の確保

- 医療観察法に基づく地域社会における処遇に携わる者が、本法に基づき統一かつ効果的な処遇を行うため、『地域社会における処遇のガイドライン』を法務省・厚生労働省で策定している。
- 地域社会における処遇に携わる関係機関は本法の目的を達成するため、各地域において本ガイドラインに沿った処遇を実施するために必要となる事項を、都道府県ごとの運営要領として定め、処遇の向上に努めるものとされている。
- 当該ガイドラインには、都道府県等関係機関の基本的な役割が記されているので、これらを踏まえながら、保護観察所をはじめ、保健所、精神保健福祉センター等関係機関と必要な情報交換を行うなどして、平素から緊密な連携が確保されるよう努めていただきたい。

指定入院医療機関の整備状況

※ ■は稼働中の指定入院医療機関

1. 国関係（14の精神科専門病院に設置することとし、12医療機関が稼働中）

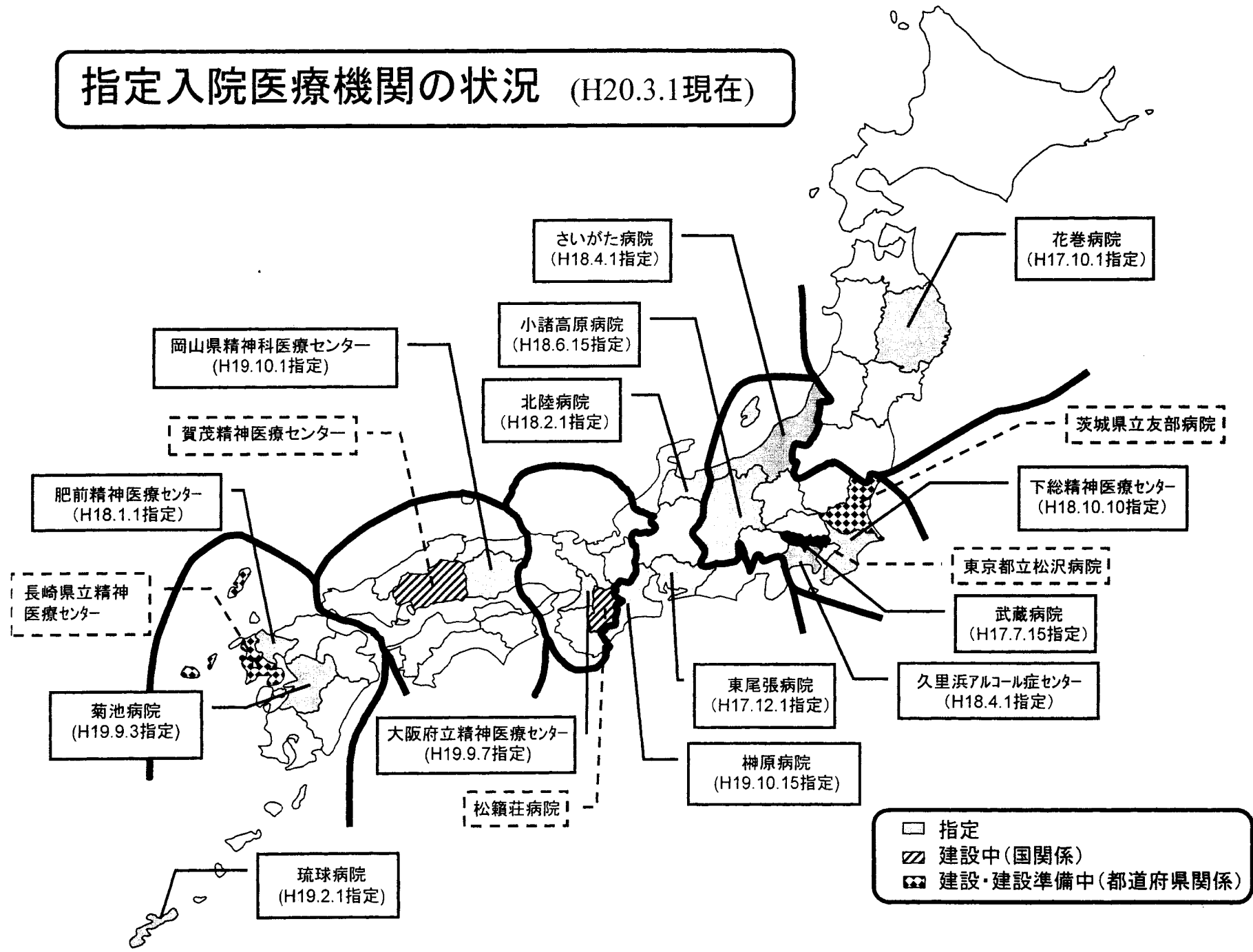
①国立精神・神経センター武蔵病院(東京都)	33床	17.7.15開棟
②国立病院機構花巻病院(岩手県)	33床	17.10.1開棟
③国立病院機構東尾張病院(愛知県)	33床	17.12.1開棟
④国立病院機構肥前精神医療センター(佐賀県)	33床	18. 1.1開棟
⑤国立病院機構北陸病院(富山県)	33床	18. 2.1開棟
⑥国立病院機構久里浜アルコール症センター(神奈川県)	17床	18. 4.1開棟 (本年3月に16床増)
⑦国立病院機構さいがた病院(新潟県)	33床	18. 4.1開棟
⑧国立病院機構小諸高原病院(長野県)	17床	18.6.15開棟
⑨国立病院機構下総精神医療センター(千葉県)	33床	18.10.10開棟
⑩国立病院機構琉球病院(沖縄県)	17床	19. 2. 1開棟
⑪国立病院機構菊池病院(熊本県)	17床	19.9.3 開棟
⑫国立病院機構榊原病院(三重県)	17床	19.10.15開棟
⑬国立病院機構賀茂精神医療センター(広島県)	33床	平成20年度中 開棟予定
⑭国立病院機構松籟荘病院(奈良県)	33床	平成21年度中 開棟予定

2. 都道府県関係(原則として、全ての都道府県において整備を目指す。)

①岡山県精神科医療センター	33床	19.10.1開棟
②大阪府立精神医療センター	5床	19.9.7開棟(将来33床で運営予定)
③長崎県立精神医療センター	17床	平成20年4月 開棟予定
④東京都立松沢病院	33床	建設準備中
⑤茨城県立友部病院	17床	建設準備中

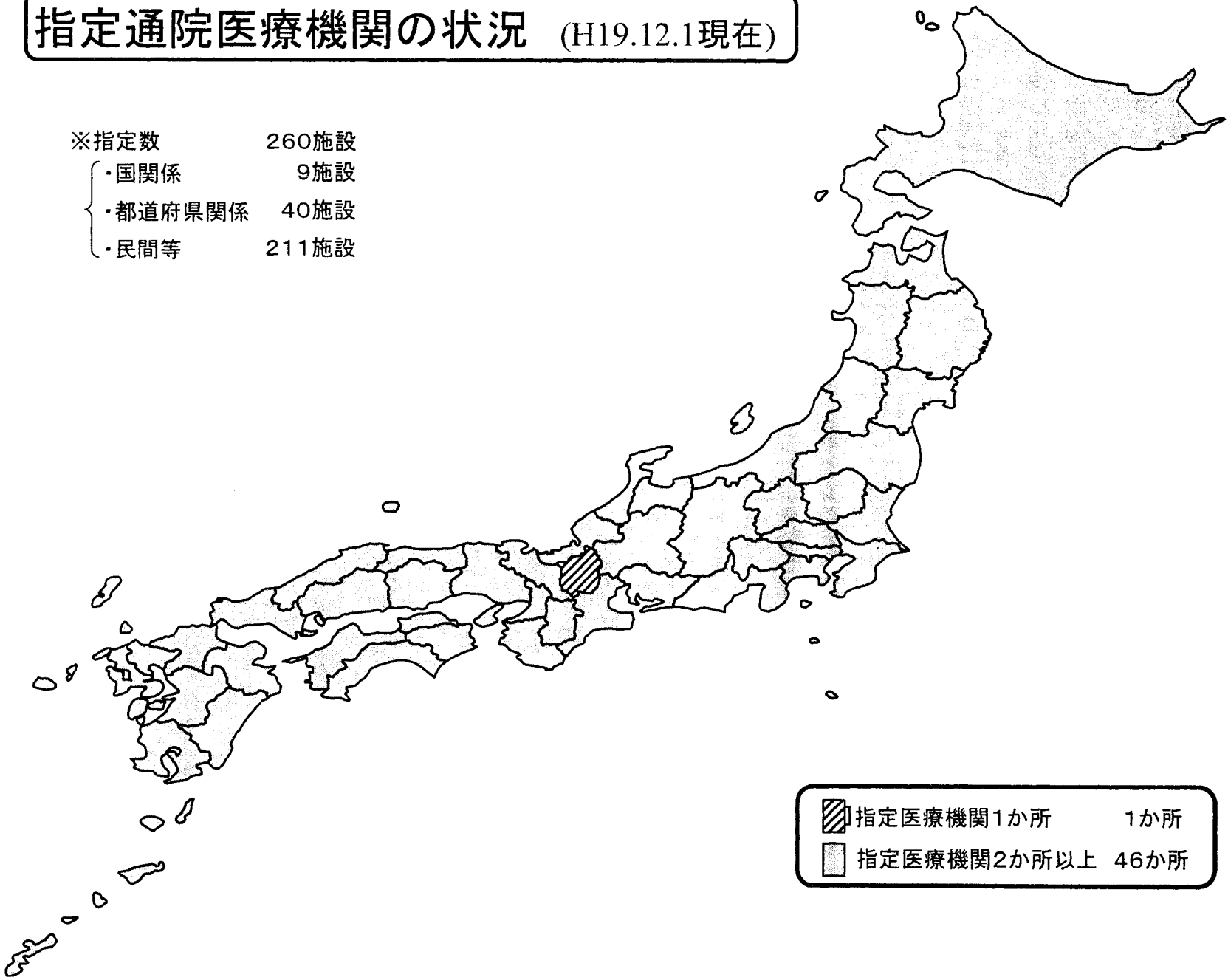
※ 病床数は予備病床を含む



指定入院医療機関の状況 (H20.3.1現在)



指定通院医療機関の状況 (H19.12.1現在)

※指定数	260施設
・国関係	9施設
・都道府県関係	40施設
・民間等	211施設



	指定医療機関1か所	1か所
	指定医療機関2か所以上	46か所

2. 精神障害者の地域生活移行支援について

受入条件が整えば退院可能な精神障害者の地域移行に向けた施策については、医療計画の見直し、障害者自立支援法の施行等により対応を図ってきたところである。

障害福祉計画の策定指針（平成18年6月）においては、「平成24年度までに受け入れ条件が整えば退院可能な精神障害者が退院することを目指す」とし、各都道府県においては、これに沿って障害福祉計画を策定いただいております。今後は、この計画に基づきこれらの者の地域生活移行に向けた支援を着実に進めていただく必要がある。

このため、平成20年度予算(案)においては、従来、都道府県地域生活支援事業のメニューの1つとしていた「精神障害者退院促進支援事業」を見直し、新たに、

- ① 精神障害者の退院・退所及び地域定着に向けた支援を行う地域移行推進員（自立支援員）の指定相談支援事業者等への配置
- ② 精神障害者の地域生活への移行に必要な体制整備の総合調整を行う地域体制整備コーディネーターの配置

を行う「精神障害者地域移行支援特別対策事業」として約17億円を計上したところである。なお、実施要綱、国庫補助基準については、追って示すこととしている。

また、昨年12月25日には、精神障害者の地域生活への移行について、先進的な取組を行っている都道府県の担当者が参加して、情報交換を行うことで、地域における課題を解決し、取組の更なる推進と普及を促すことを目的として、「精神障害者地域生活支援都道府県担当者特別研修会」を実施したところである。

さらに、精神障害者の地域生活移行及び地域体制整備等に関する取組の一層の普及を図るため、「精神障害者地域移行支援ブロック別研修会」を本年1月から4月まで6ブロックで実施することとし、既に、1・2月に北海道・東北、関東甲信越、中国・四国ブロックで開催し、東海北陸ブロックについては、本日と明日に三重県で開催している。研修結果については、厚生労働省ホームページ等を通じて情報提供する予定としている。

今後は、研修会で取り上げられた先進地の取組事例等得られた知見を参考にしつつ、研修会に参加した人材も活かしながら、「精神障害者地域移行支援特別対策事業」を中核として、引き続き精神障害者の地域生活への移行に向けた支援の強力な推進をお願いする。

(予算(案)概要)

- ・ 20年度予算(案) 1,709,295千円
- ・ 圏域数 365圏域
(各地域の実情に応じて圏域を設定)
- ・ 1圏域当たりの事業費 約937万円
(国庫補助額は、1/2:約468万円)